

1. 開放施設及び種目

(1) 開放施設

体育館とする。

(2) 種目

バレーボール、バスケットボール、バドミントンの3種目とする。

2. 施設管理

開放施設における施設管理については、施設利用申込書(様式1)を提出した際に指定した利用責任者が、当日の責任者としてこの職務を行う。

3. 開放時間

開放時間は次のとおりとする。

(1) 原則開放日

毎週土曜日 9時00分から12時00分までとする。

(2) 原則開放日以外

平日は、19時30分から21時30分までとする。

土曜日・日曜日・祝日は、18時30分から20時30分までとする。

(3) あらかじめ定めた開放時間に特別の事由(部活動の公式戦、文化祭等)が生じたときは、臨時に開放時間を変更することがある。

4. 利用者

事前申込みを行った県内在住者又は在勤者とする。

5. 施設利用申込み及び承認

(1) 開放施設の利用を希望する者は、利用希望日の属する月の前月15日(当日が土曜日にあたる場合は14日、日曜日にあたる場合は13日)までに「施設利用申込書」(様式1)を提出する。記載内容に変更があった場合は、改めて提出する。(期日厳守)

(2) 当年度初めて利用申込みをする場合は、「利用者名簿」(別紙)を提出する。

(3) 調整の結果、利用が決定した申込者に対し、「施設利用承認書」(様式2)を交付する。また、承認後、天候等やむを得ない事由で開放施設が使用できなくなったときは、速やかに利用者に連絡する。

(4) 利用承認にあたっては、1団体につき、月2回までとする。

6. 利用の不承認

利用申込みを受けたとき、当該利用が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を承認しないものとする。

(1) 特定の政党若しくは公選による公職の候補者の支持又は反対のための利用、その他政治活動のための利用。

(2) 特定の宗教の支持又は反対のための利用及び宗教活動のための利用。

(3) 営利を目的とした利用。

(4) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある利用。

(5) 電気代実費相当額の滞納者の利用。

前年度から通算して督促を1回以上受けた滞納者が、納付期限内に納付をしなかった場合は、次の承認対象月の利用。

(6) その他学校長が不相当と認めた利用。

7. 損傷及び滅失の届出等

利用者は、開放施設を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を学校長に連絡するとともに、「施設・設備破損届」(様式3)を学校長へ提出し、速やかにその損害を弁償しなければならない。

8. 電気代実費相当額

次の設備の利用については、次表のとおり電気代実費相当額を徴収する。

施設名	区分	単位	金額(うち消費税相当分)
体育館	照明設備を利用	1回(2時間)	440円(40円)

\*利用単位は、2時間までを1回とする。